



4.2 案内誘導の充実

本節では、富士北麓地域の自転車観光による案内誘導を充実させるため、基本的な対応方針や具体的な対策メニューの項目及び内容を提示する。さらに、案内誘導法定外標識の設置など統一の整備基準を設ける必要のある対策は、具体的な実施方針及び整備方法を策定した。

4.2.1 案内誘導の充実に向けた基本的な考え方

- 当地域を初めて来訪する利用者も迷わず安全で快適にサイクリングコースを周遊できる環境を創出する。
- 外国人観光客等、地理・交通ルール・言語等の不案内者に留意した整備を行う。

4.2.2 案内誘導の充実に向けた対策メニュー

- 案内誘導の充実に向けた基本的な考え方にに基づき、下記の対策メニューを提示する。

表- 4.6 対策メニュー

目指すべき目標(案)	対応方針	対策メニュー(案)	
案内誘導の充実 (分かりやすい周遊案内 環境の実現)	迷わず周遊可能な環境の創出 (手ぶらで目的地まで走行)	ハード	自転車用の案内誘導法定外標識の設置
		ソフト	富士五湖サイクリングガイドの更新や新たなサイクリングマップ、パンフレットの発行
			案内誘導アプリケーションの開発



(1) 自転車用の案内誘導法定外標識の設置

a) 案内誘導法定外標識の整備方針

- サイクリングコースを分かりやすく案内するため、コース上から別のコースに分岐する箇所やコース上の迷い易い箇所に案内誘導法定外標識を設置する。

b) 設置箇所

- 案内誘導法定外標識は、コース上から別のコースに分岐する箇所やコース上の迷い易い箇所でサイクリングコースを案内する標識がないため、正確な進行方向の把握が困難な箇所等に設置する。



図- 4.25 迷い易い箇所の例



c) 仕様

ア) 使用する色

- 当該地域は、富士箱根伊豆国立公園内に位置しているため、自然公園法や山梨県及び関係市町村の景観条例を遵守しなければならない。よって、注意喚起法定外標識については対車両用として反射シート(広角プリズム型等)の使用を基本とするが、当該地域の法定外標識で採用されている濃い茶色に配慮し、地色にはこげ茶系のものを選定する。標識柱・標識板裏については山梨県 土木工事設計マニュアル道路編 I に基づき、ダークブラウン(こげ茶色)を基本色 [10YR2/1 程度] とする。

■ 当地域の既存の法定外標識

法定外標識	
市町村名	
観光スポットの案内看板	
案内柱	
案内図	

■ 使用する色 (参考)

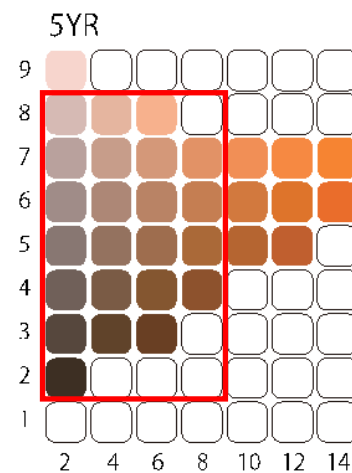


図- 4.26 使用する色

イ) サイズ

- 案内誘導法定外標識は、歩道の路上施設帯の幅 (50cm) の中に納まるように、照明柱等のポール程度の横幅 15cm とする。
- 自転車利用者走行時に目線の高さは約 150cm であるため、案内誘導法定外標の高さは、自転車利用者に視認しやすくするよう、150cm とする。



ウ) 記載内容

- 案内誘導法定外標識に記載する内容は以下に示す。

① 自転車ピクトグラム

- 設置した案内誘導法定外標識は、サイクリングコースを案内していることを明示するため、自転車ピクトグラムを使用する。
- また、「自転車専用通行帯の指定や矢羽根等を用いた自転車走行位置の明示」で採用する青色（P28 参照）と統一性を図るため、標識の一部に青色をイメージカラーとして取り入れる。
- 自転車ピクトグラムは、当地域の自転車利用者をイメージし、前傾姿勢の図柄とする。

■当地域の利用者をイメージしたピクトグラム



図- 4.27 自転車ピクトグラム

② コース名（コース番号）

- 進行しているコースを明示するため、コース名（コース番号）を表記する。

③ 分岐点名（交差点名）（英語併記）

- 所在する分岐点名あるいは交差点名を明示する。なお、外国人観光客に配慮し、英語を併記する。

④ 方向（矢印）

- 各分岐コースの進行方向を明示する。

⑤ 主要地点の名称（英語併記）

- 次の主要地点の名称を明示する。なお、外国人観光客に配慮し、英語を併記する。

⑥ 主要地点までの距離

- 次の主要地点までの距離を明示する。



エ) デザイン

- 上記の使用する色、サイズ、記載内容に基づき、案内誘導法定外標識のデザインを下図に示す。

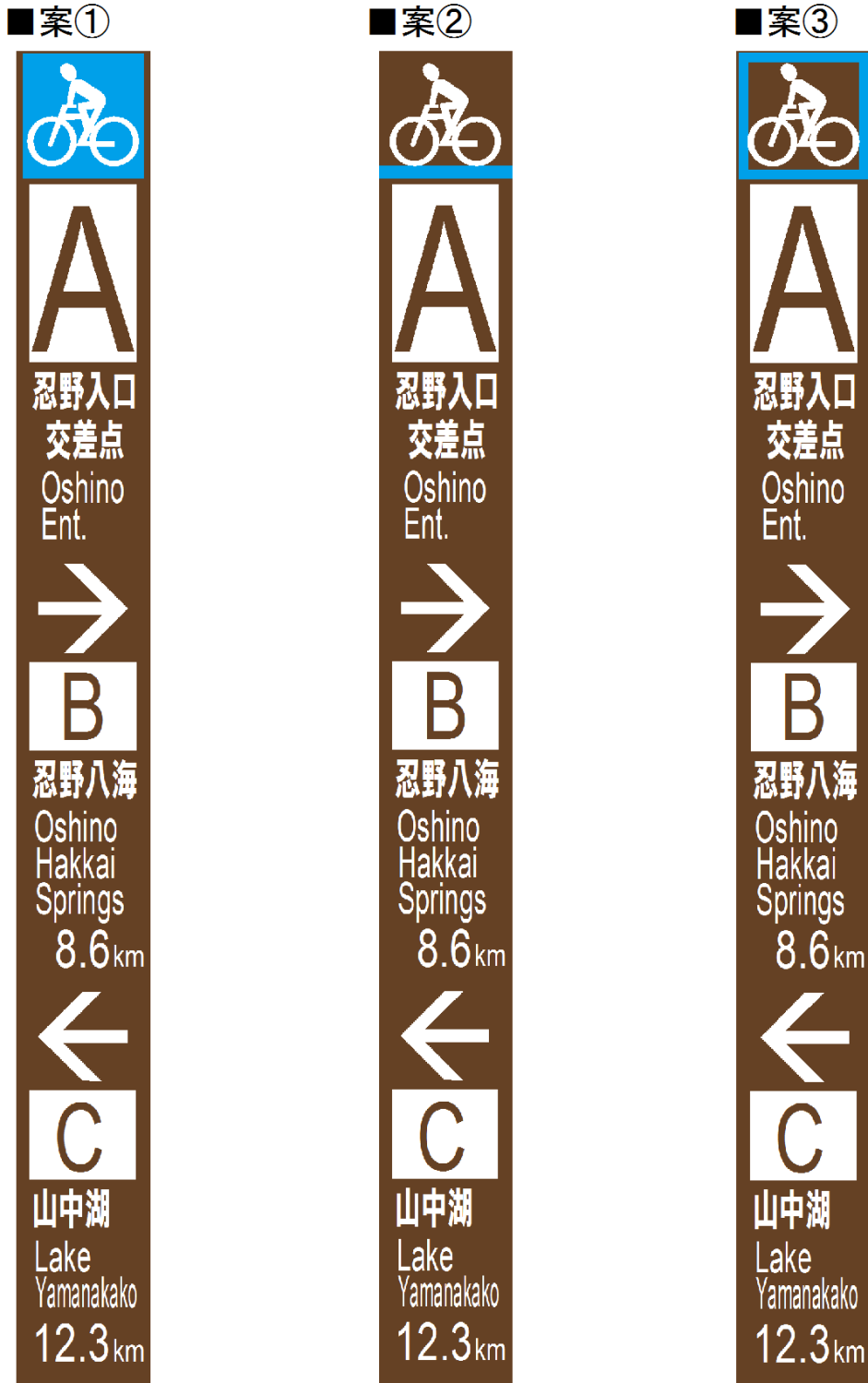


図- 4.28 標識のデザイン

第3回委員会の意見で、
標識の図柄を更新



オ) 設置方法

- 案内誘導法定外標識は、分岐後の進行コースを再確認することができるよう、交差点手前と分岐後2箇所に設置することを標準とする。

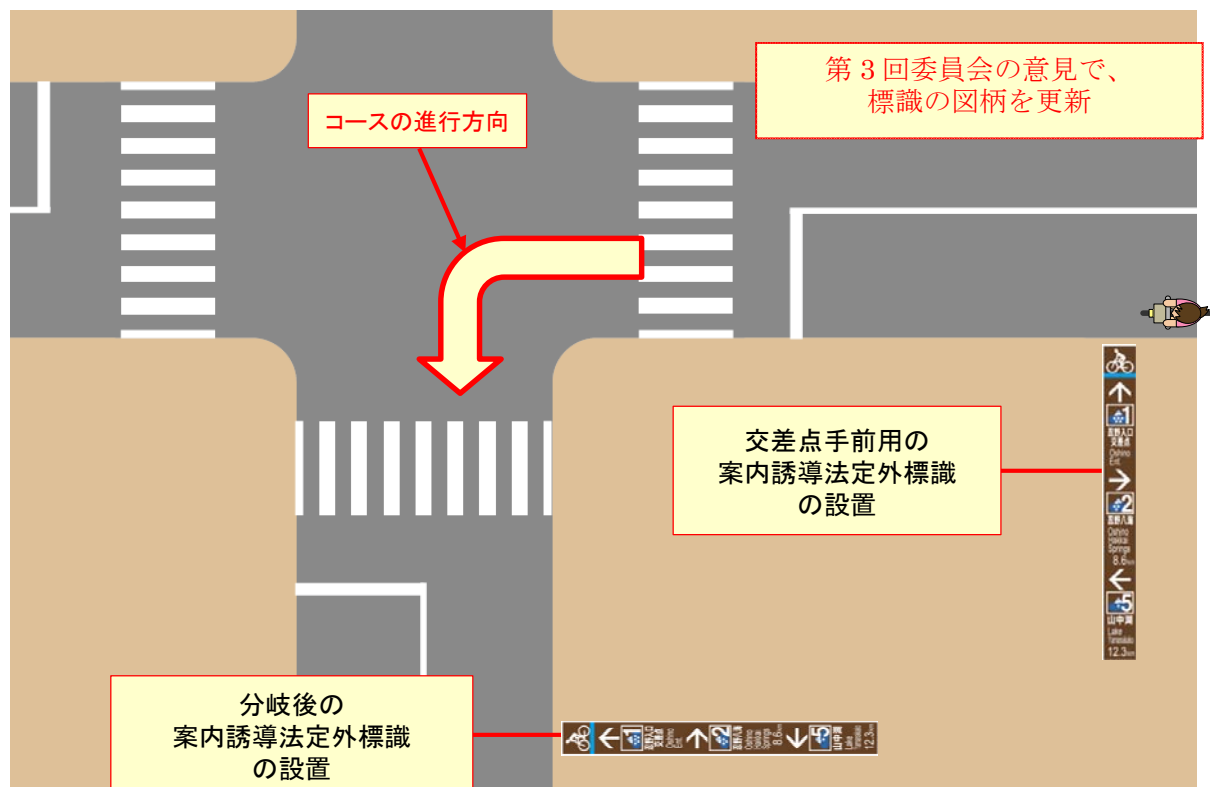


図- 4.29 案内誘導法定外標識の設置イメージ



d) 案内誘導法定外標識の設置位置

- 案内誘導法定外標識は、法定内の案内誘導標識の105系統の設置基準を参考とする。案内誘導法定外標識はコース別の分岐点（交差点）及び迷いやすい箇所の手前30m以内の視認しやすい位置に設置することが望ましい。

(2) 交差点の案内

1) 交差道路の方面、方向及び距離を案内する必要がある交差点には、「方面、方向及び距離（105-A B C）」又は「方面及び方向（108の2-A B）」を交差点の手前150m以内（105-A B Cは30m以内）の地点における左側の路端、中道の上方、中央分離帯若しくは交通島又は交差点における進行方向の正面の路端に設置して、交差道路の方面、方向又は距離を案内するものとする。

また、交差道路に案内すべき経路路線番号がある場合には、当該経路路線番号も表示するものとする。

2) 交差道路の方面、方向又は経由する道路の通称名を案内する必要がある交差点には「方面、方向及び道路の通称名（108の4）」を交差点の手前150m以内の地点における左側の路端、車道の上方、中央分離帯若しくは交通島、又は交差点における進行方向の正面の路端に設置して、交差道路の方面、方向又は経由する道路の通称名を案内するものとする。

ただし、通称名のある交差道路が一般国道である場合には「方面、方向及び道路の通称名（108の4）」にかえて、当該一般国道の国道番号を表示した「方面及び方向（108の2-A）」を原則として設置するものとする。

3) 上記いずれの場合も必要に応じて高速道路等の通称名を方面として案内するものとする。

4) 工事等のため、まわり道を示す必要がある交差点には、「まわり道（120-A B）」

設置位置
の基準

【出典：道路標識設置基準】

図- 4.30 自動車用の案内誘導標識の設置基準（参考）

	使用区分	長所
<p>105系統</p> <p>↑ 国分寺 4 Km Kokubunji</p> <p>5 Km 調 布 → Chofu</p> <p>← 立 川 7 Km Tachikawa</p>	<p>2車線以下の道路（108系統記載の道路除く）の交差点。</p>	<p>標識板を有効に利用して、方面、方向および距離を案内できる。</p>

【出典：国土交通省 ホームページ】

図- 4.31 案内誘導標識の105系統（参考）



e) 案内誘導法定外標識と注意喚起法定外標識を同時設置する場合の留意点

- 案内誘導法定外標識と注意喚起法定外標識を同時に設置する必要がある場合、安全性を優先し注意喚起法定外標識を手前に設置する。
- また、両方の内容を視認できる間隔、かつ安全に停止できる距離を考慮し、設置することが望ましい。
- 従って、自転車用の注意喚起法定外標識は交差点手前 30m に設置する。
- 案内誘導法定外標識は交差点手前の 30m 以内の視認しやすい位置に設置することで、両方の標識の視認を確保する。
- なお、実際の設置にあたっては、現地の道路形状、交通状況等を考慮し、設置位置を調整する。

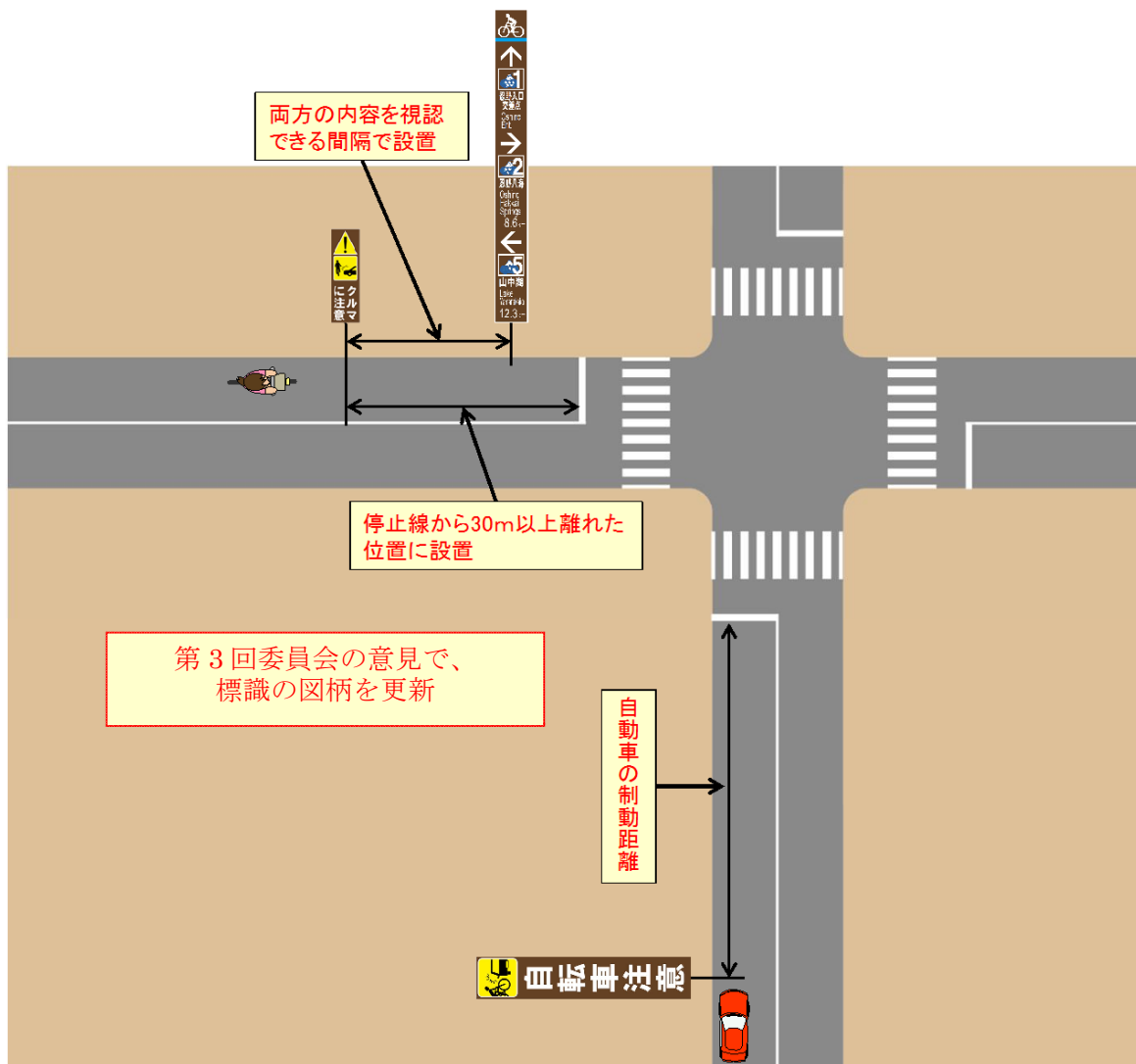


図- 4.32 同時設置する際の設置イメージ



f) 設置形態

- 自転車利用者が自転車に対する標識であることを認識しやすいよう、案内誘導法定外標識の形状は、極力パネル型に統一する。ただし、狭幅員歩道など設置箇所の空間的制限によりパネル型の設置が困難な場合には、ボラード型を採用する。なお、ボラード型を設置する場合、歩行者の安全性を考慮し、ラバータイプを採用する。標識板サイズについてはそれに適合した仕様とする。
- 案内誘導法定外標識は、既存の道路付属物への添架による設置を基本とする。やむを得ない場合は、通常的基础式を設置する。なお、設置形態は、次頁に示した表を基準とし、沿道からの道路利用や道路管理上の支障とならないよう、個々設置箇所の状況を踏まえ決定する。



表- 4.7 案内誘導標識の設置形態

設置分類		設置形態	形状	設置イメージ
パネル型	サイクリングコースの案内におけるシンボル性を持たせるため、注意喚起法定外標識と同じく、パネル型を基本タイプとする。	<p>【歩道および路側帯への設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 車道側建築限界を侵さず設置が可能 ● 歩道の有効幅員※を侵さず設置が可能 <p>※2m 以上確保可能な場合を標準とする。</p>	添架式(既存柱、柱等)	
		<p>【形態】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● パネルタイプ 	基礎式	
ポラード型	空間の制限によりパネル型の設置が困難な場合に採用する。	<p>【歩道および路側帯への設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 上記の条件を満たさない場合 	添架式(既存柱、柱等)	
		<p>【形態】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ラバータイプ(板・柱とも)安全性を考慮 	基礎式	



- 案内誘導法定外標識の設置高さは、パネル型にする場合、自転車からの視認性を考慮し、標識の上端を 1.5m とする。ポラード型にする場合、ラバータイプの性質上、寄りかかり等の力に対し、ある程度の剛性を確保するため、標識の上端を 1.2m以下とする。

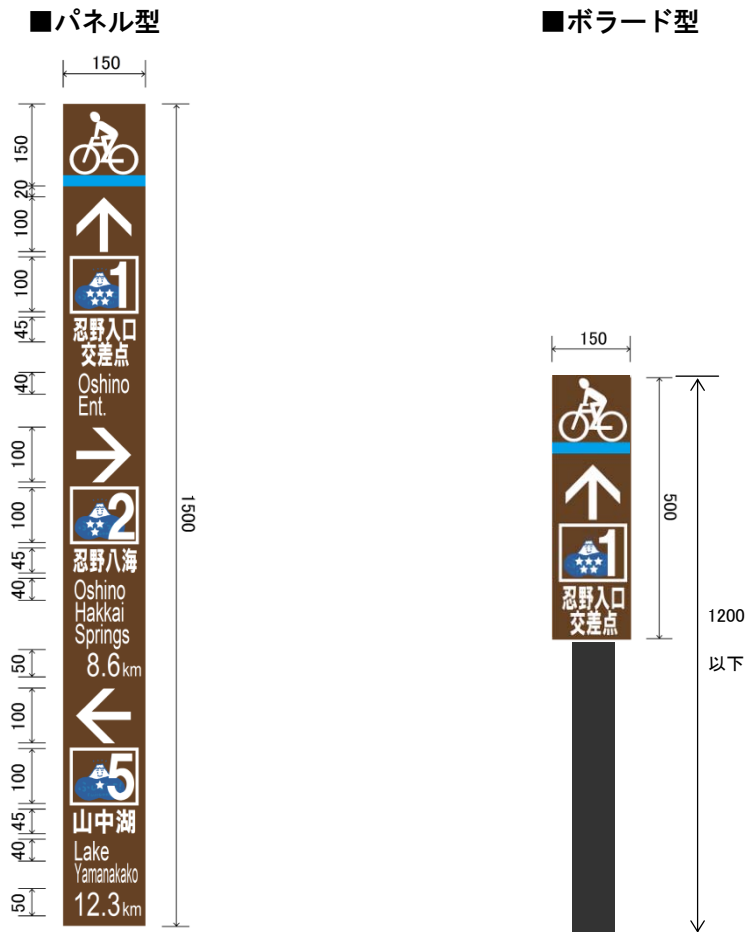


図- 4.33 案内誘導法定外標識の設置高さ



(2) 富士五湖サイクリングガイドの更新や新たなサイクリングマップ、パンフレットの発行（ソフト対策）

- 既存の富士五湖サイクリングガイドの更新や新たなサイクリングマップ、パンフレットを発行し、山梨県ホームページでの掲載や観光案内所で配布することによって、情報提供や案内誘導の充実を図る。



図- 4.34 ホームページに掲載するサイクリングマップのイメージ

(3) 案内誘導アプリケーションの開発（ソフト対策）

- スマートフォン等携帯端末を用いて、自転車利用者に地域情報等の提供やサイクリングコースの案内を目的とするアプリケーションを開発する。



【出典：(NPO) 鎌倉シチズンネット ホームページ】

図- 4.35 鎌倉市の取り組み事例



4.3 自転車観光の受入環境の充実

本節では、自転車観光の受入環境の充実に向けて、基本的な考え方及び具体的な対策を示す。

4.3.1 自転車観光の受入環境の充実に向けた基本的な考え方

- 富士北麓地域では、世界文化遺産富士山をはじめ、多くの観光資源を有しており、それらの観光資源が自転車利用者にとっても来訪しやすい環境づくりを推進する。
- より快適に安心して自転車が利用できるよう、休憩施設や駐輪施設等バックアップ施設の充実を図る。
- 当地域では、ロードバイクで来訪する利用者とレンタサイクルの利用者が混在することや外国人観光客の来訪者が多いこと等から、多様な自転車観光ニーズに対応できる受入環境づくりを推進する。
- また、地域の民間事業者と連携し、自転車の持ち込み等に対する利便性の向上と環境づくりを推進する。



4.3.2 自転車観光の受入環境の充実に向けた対策メニュー

- 自転車観光の受入環境の充実に向けた基本的な考え方に基づき、下記の対策メニューを提示する。

表- 4.8 対策メニュー

目指すべき目標	対応方針	対策メニュー	
自転車観光の受入環境の充実 (多様な自転車利用目的に対応し得る自転車観光受入環境の実現)	自転車観光周遊のためのバックアップ施設の充実 (気軽な休憩・立寄り等をサポート)	ハード	簡易駐輪施設の設置(ラック等)
			ベンチの設置
			観光スポット(特に世界遺産富士山の構成資産)に駐輪施設の設置
		ソフト	道の駅等と連携し、サイクリングステーションの設立
			観光スポット周辺の駐車場、コンビニ、飲食店等と連携した駐輪スペースを創出してもらう
			休憩施設やトイレの位置をパンフレット、サイクリングマップ、ホームページに記載
	多様な自転車観光ニーズに対応できる受入環境の向上 (多様な選択肢によるおもてなし)	ハード	—
			ソフト
		ソフト	宿泊施設と連携し、自転車を持ち込みやすい宿泊環境の構築
			ハード
持ち込み自転車の利便性の向上 (自転車来訪機会を創出)	ソフト	バス、鉄道会社と連携し、自転車が持ち込み可能な公共交通環境の創出	



(1) 簡易駐輪施設の設置（ラック等）（ハード対策）

- 自転車のスタイルや利用形態が多様化し、ロードバイク等スタンドのない車種を利用する来訪者も増加していることから、コンビニや観光施設等に簡易駐輪施設（ラック、スタンド）を設置し、駐輪環境の向上を図る。なお、当地域では、すでにラックを設置済みの施設もある。



図- 4.36 富士河口湖町内のコンビニで設置されているラック



図- 4.37 他県の道の駅で設置されているラック

(2) ベンチの設置（ハード対策）

- 自転車利用者に休憩のできる場所を提供するため、ビューポイント等にベンチ等を設置し、休憩施設の充実を図る。



図- 4.38 山中湖湖畔に設置されたベンチ

(3) 観光スポット（特に世界遺産富士山の構成資産）に駐輪施設の設置（ハード対策）

- 現状では、観光スポット、特に世界文化遺産富士山の構成資産付近に、駐車場等は設置されているが、駐輪施設が少ない。より多くの自転車利用者に来訪してもらうため、観光スポットに駐輪施設を整備する。



(4) 道の駅等と連携し、サイクリングステーションの設立（ソフト対策）

- 自転車利用者の利便性を向上させるため、観光情報や休憩スペースを提供している道の駅等と連携し、新たに簡易シャワールームの設置、レンタサイクルや修理工具等の貸出サービスの他サイクリングコースの案内情報等を提供することにより、サイクリングステーションとしての機能を充実させる。



※サイクリングステーションでは主に下記の機能が備えている

- ①トイレ、休憩スペースが無料で利用できる。
- ②市内の観光情報やサイクルスポーツ情報がいつでも閲覧できる。
- ③ロードバイクなどのレンタルサイクルを用意している。

【出典：宮サイクルステーション ホームページ】

図- 4.39 サイクリングステーション設置の事例（宇都宮市）

- また、地元の商店や民家と連携し、自転車利用者に簡易的な給水や休憩場所を提供することで、地元住民とのコミュニケーションや交流を通したおもてなし観光を推進する。

「しまなみサイクルオアシス」のサービス

空気入れ ブリヂストンサイクル株式会社から提供いただいたフロアポンプ（空気入れ）を常備しています。	給水 このマークは給水ポイントを示しています。ボトル給水サービスを行っておりますのでお気軽に声をかけ、マイボトルをお渡しください。
トイレ このマークがあるサイクルオアシスでは、トイレの使用ができます。お気軽にお声がけの上、ご利用ください。	休憩所 サイクルオアシス内に腰を下ろせるベンチを設置してあります。しばし脚を伸ばしてご休憩ください。
インフォメーション 専用パンフレットスタンドに、坂の勾配など自転車で走るための情報が満載の地図、地元情報パンフレットを常備しています。	

登録オアシス名	郵便番号	住所
那珂川ハシ自転車サービス	729-0142	尾道市吉原町978-1
千光寺山口フエイ山麓自転車案内所	722-0046	尾道市長江一丁目3-3
尾道海岸公園（尾道市立公園）	722-0035	尾道市土堂一丁目8-8
尾道海岸公園（尾道市立公園）	722-0035	尾道市土堂一丁目3-32
尾道駅前ホテル	722-0014	尾道市新長一丁目12-6
Dr Drive セルフ給水SS	722-0014	尾道市新長二丁目4-27
尾道第一ホテル	722-0022	尾道市東御前9090-3
Dr Drive シーサイド山陽SS	722-0037	尾道市西御前4-7
Dr Drive シーサイド山陽SS	722-0032	尾道市山吹町1905
下駄	726-0531	尾道市尾道町4357
八束川石巻店	722-0341	尾道の郡津町905-1
新日本石巻上りSS	722-0321	尾道市津見町本103
しいじの森のパン屋さん ベーカリーフルーム	722-0202	尾道市西御前町4933
尾道ゆらりん温泉	722-0202	尾道市尾道町山田4476-1
手打ちそば ぽづき	722-0202	尾道市尾道町山田1113
吉野家café ヒトヤスミ	722-0212	尾道市東ノ郷町本郷1386-1
セブイレブ 尾道駅前店	722-0035	尾道市土堂一丁目17-16
新屋敷（バスセンター）おのちみちやけ	722-0022	尾道市東御前9379番地2
ローソン東御前店	722-0036	尾道市東御前町11-11
尾道平塚温泉ぽづき	722-0018	尾道市平塚二丁目1-33

※登録のオアシス名の一部掲載

【出典：しまなみサイクルオアシス ホームページ】

図- 4.40 地域の商店・民家等との連携事例（サイクルオアシスの概要）



(5) 観光スポット周辺の駐車場、コンビニ、飲食店等と連携した駐輪スペースの創出（ソフト対策）

- 観光スポットに新たな駐輪施設の整備が困難な場合は、観光スポット周辺の駐車場、コンビニ、飲食店等と連携し、駐輪スペースの創出を図る(ソフト対策)。

(6) 休憩施設やトイレの位置をパンフレット、サイクリングマップ、ホームページに記載（ソフト対策）

- 自転車利用者に休憩できる位置を明示するため、休憩施設やトイレの位置をパンフレット、サイクリングマップ、ホームページに掲載する。

(7) サイクリングコース周辺の自転車店の位置をパンフレット、サイクリングマップ、ホームページに記載（ソフト対策）

- 自転車利用者がパンク等トラブルが発生した際に、最寄りの自転車店で修理ができるよう、自転車店やサイクルステーションの位置をパンフレット、サイクリングマップ、ホームページ等の媒体に記載する。

(8) パンク等自転車トラブルに対応できるレスキュータクシー等の導入（ソフト対策）

- 自転車利用者にパンクや故障、怪我や悪天候等のトラブルが発生した際、周辺に対応できる自転車店等がない場合、速やかにトラブルに対応できるレスキュータクシー等の導入を図る。



【出典：尾道市 ホームページ】

図- 4.41 レスキューポイントの位置を記載したマップの事例



【出典：しまなみサイクルオアシスホームページ】

図- 4.42 レスキュータクシー導入の事例（しまなみ海道）



(9) 乗り捨て可能なレンタサイクルシステムの構築（ソフト対策）

- 当地域では、河口湖や山中湖湖畔にレンタサイクルが多く存在する。既存のレンタサイクルと連携を図り乗り捨て可能なレンタサイクルシステムを構築することによって、利用者は目的地から借りた箇所に戻る必要はないため、周遊観光の拡大や利用者の増加等の効果が期待できる。



図- 4.43 富士河口湖湖畔のレンタサイクル

(10) 宿泊施設と連携した自転車を持ち込みやすい宿泊環境の構築（ソフト対策）

- 現在、富士北麓地域には、自転車の持ち込みに対応した旅館が少ない。宿泊施設と連携し、保管場所を用意するなど、自転車が持ち込みやすく安心して宿泊できる環境を創出することによって、自転車利用者による滞在型観光の拡大効果が期待できる。



【出典：奈良県 ホームページ】

図- 4.44 自転車の持ち込みができる宿泊施設の事例



(11) バス、鉄道会社と連携した自転車が持ち込み可能な公共交通環境の創出（ソフト対策）

■ 自転車利用者が交通機関を利用して来訪しやすいよう、バス、鉄道会社と連携し、自転車が持ち込み可能な公共交通環境を創出する。なお、当地域では、H22年に実験的に自転車が持ち込み可能な列車の運行事例がある。

サイクルトレイン 富士山富士五湖
 自転車電車に乗せて
 ～ほとんど下り坂のらくちんサイクリング～
 【実施期間】2010.11/14(日)～11/23(日)

富士急行線の指定列車中三つ峠～河口湖駅間を普通乗車券のみで自転車をそのままだち込みます。富士山麓の観光スポットを巡りながら、帰りは電車に乗って河口湖駅に戻ることができます。

サイクルトレイン 富士山富士五湖
 紅葉の時期、富士のふもとを自転車に乗ろう！
 ～ほとんど下り坂のらくちんサイクリング～

富士山の水を楽しもコース
 (河口湖～河口湖駅～富士山麓～河口湖)

富士山信仰の道を楽しもコース
 (富士山麓～河口湖)

サイクルトレイン時刻表

行先	種別	三つ峠	下宿	富士山麓	富士山麓駅	河口湖
平日	11/15-19/22	11:20	11:33	11:40	11:43	11:45
	11/15-19/22	16:10	16:25	16:30	16:38	16:41
休日	11/20/21/23	12:41	12:53	13:01	13:04	13:07
	11/14/30/21/25	16:40	16:47	16:57	17:00	17:02

【出典：富士の国やまなし観光ネット ホームページ】

図- 4.45 富士急行（株）の取り組み例



4.4 多様なPRの展開

本節では、今後より多くの自転車観光による来訪者を招くため、当地域の自転車観光の魅力が多様なPR活動により情報発信する必要がある。そのため、多様なPRの展開に向けた基本的な考え方及び具体的な対策を示す。

4.4.1 多様なPRの展開に向けた基本的な考え方

- 今後より多くの来訪者を招くためには、各種媒体を通して、より多くの人に当地域を知ってもらうことが重要である。そのため、民間事業者やNPO、観光団体等との連携を図り、多種多様なPRを展開し、県内外への情報発信を強化する。

4.4.2 多様なPRの展開に向けた対策メニュー

- 多様なPRの展開に向けた基本的な考え方に基づき、下記の対策メニューを提示する。

表- 4.9 対策メニュー

目指すべき目標(案)	対応方針	対策メニュー	
多様なPRの展開 (魅力あるサイクリングコースとして知名度アップとブランド化の実現)	民間との連携を強化し、多様なPRの展開(ブランド力強化)	ハード	サイクリングコース案内板の設置
		ソフト	富士五湖サイクリングガイドの更新や新たなサイクリングマップ、パンフレットの発行
			開設済ホームページの拡充や専用ホームページの開設
			旅行会社と連携した自転車ツアーの開催
			有名自転車メーカーの販売・レンタル拠点の誘致
			NPO 団体と連携した自転車ガイドツアー等の提供
			NPO 団体と連携した自転車観光の発信拠点の創出
			観光振興団体等と連携した、地域の観光環境の発信
新たな自転車イベントの誘致・開催			



(1) サイクリングコース案内板の設置（ハード対策）

- サイクリングコースの起点施設にサイクリングコース全体を把握できる案内板を設置する。
- 富士北麓駐車場以外に、鉄道駅、道の駅、高速バス降り場、その他駐車場等一次交通から二次交通手段である自転車への結節点として利用が想定される施設へ案内板の設置やパンフレットを配布することで、自転車利用や周遊の利便性を高める。
- また、富士北麓駐車場は、冬期閉鎖（12月1日～3月31日）となるため、期間中は鉄道駅、道の駅、高速バス降り場、その他駐車場の積極的な活用が重要となる。

(2) 開設済ホームページの拡充や専用ホームページの開設（ソフト対策）

- 既にサイクリングコースの紹介を実施している民間事業者と連携を図り、開設済みのホームページの内容拡充や専用ホームページを開設するとともに、Web サービスやSNSを活用したPRを展開させる。

(3) 旅行会社と連携した自転車ツアーの開催（ソフト対策）

- 旅行会社と連携し、当地域のサイクリングコースを利用した自転車ツアーを定期的に開催することによって、スポーツツーリズムやPR効果の拡大を図る。なお、当地域では、不定期であるがサイクリングツアーが開催されている。



【出典：国際興業（株） ホームページ】

図- 4.46 自転車ツアーの開催事例



【出典：出典：富士急トラベル（株） ホームページ】

図- 4.47 旅行会社による自転車ツアーの開催事例



(4) 有名自転車メーカーの販売・レンタル拠点の誘致（ソフト対策）

- 有名自転車メーカーの販売拠点を当地域に誘致することによって、知名度やブランド力が高まり、PR効果が期待できる。また、誘致された自転車メーカーの販売拠点では、レンタサイクルの提供やイベントを開催した事例があり、利用者の増加も期待できる。

(5) NPO 団体等と連携した自転車ガイドツアー等の提供（ソフト対策）

- NPO 団体等と連携した自転車ガイドツアー等のサービスを提供することによって、地域交流が図られるなど、より深く当地域の魅力を知ってもらうことと同時に PR 効果も期待できる。また、通訳付きガイドツアーを開催することにより、外国人観光客の誘客効果が期待できる。



【出典：GIANT STORE ホームページ】



▼ 道案内人付のガイドツアーのイメージ (利用実績 40 万人)



【出典：京都サイクリングツアープロジェクト ホームページ】

図- 4.48 自転車メーカーによる
レンタサイクルの事例

図- 4.49 株式会社による自転車ガイド
ツアーの開催事例



(6) NPO 団体と連携した自転車観光の発信拠点の創出（ソフト対策）

- NPO 団体と連携し、道の駅等の施設を活用した自転車観光の発信拠点を創出する。



【出典：道の駅 富士川 ホームページ】 【出典：NPO 法人やまなしサイクルプロジェクト ホームページ】

図- 4.50 NPO 団体と連携した道の駅富士川でのロードバイク展示及び試乗の事例

(7) 観光振興団体等と連携し、地域の観光環境を発信（ソフト対策）

- 観光振興団体等と連携し、当地域が優れた観光資源を有することを発信する。

(8) 新たな自転車イベントの誘致・開催（ソフト対策）

- 当地域では、年間複数の自転車イベントが開催され、大きな集客力を有する。そのため、積極的に新たな自転車イベントの誘致・開催を図ることにより、PR 効果が期待できる。また、イベントを通じて安全講習会等を実施し、自転車走行ルールやマナーの周知を図る。



【出典：Cyclo Wired. JP ホームページ】

図- 4.51 自転車イベントの開催事例（山梨県）